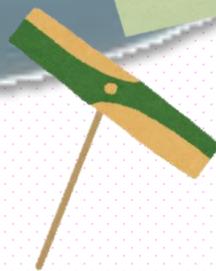


とくいなことで “ぼらんていあ”



折り紙や手芸、パソコンや
スマホの知識などの趣味や
得意なこと、またお仕事で
培われた知識などを活かして
ボランティアしてくださる方
を募集しています！



橿原市市民活動交流広場では、主に橿原市でボランティア活動、市民公益活動を行う団体・個人の皆さまに登録していただき、市民活動交流広場でのイベントや「かしはら出前講座」の講師として活躍いただくための支援をしています。登録の申請や公益活動に関する相談を随時受け付けておりますので、以下の申込み・問合せ先までご相談ください。(裏面に詳細の記載がありますので、ご覧ください。)

【申込・問合せ】 橿原市市民活動交流広場(愛称:ナビコンパス)

〒634-0804 橿原市内膳町1-6-8(橿原市観光交流センター5階)

TEL: 0744-47-2380 FAX: 0744-47-2381

E-mail: navicom@city.kashihara.nara.jp



橿原市市民活動交流広場のHPIはこちらから

まずはご相談ください

登録制度について
HPはこちら→



1. 「かしはら出前講座」で活動していただく場合は橿原市ボランティア・市民公益活動団体・個人等の講師登録が必要です。

【ボランティア・市民公益活動団体等登録要件】

市民公益活動を行う団体または個人として市の登録を受けることができるものは、次に掲げるすべての要件を満たすものとします。

- ① 市民などの公益に資する自主的かつ継続的な活動を行い、または行おうとする団体・個人であること。
- ② 政治的・宗教的・営利的(利益を構成員(会員など)に分配する)目的がないこと。

2. 登録が完了後、「かしはら出前講座」講師として活動、また橿原市市民活動交流広場でイベントの開催ができます。

i. 出前講座の講師として活動する

登録後の支援内容についてHPはこちら→



「かしはら出前講座」について

市民活動交流広場では、市民公益活動を支援し促進するために、市民によるボランティア活動のきっかけづくりとして、「かしはら出前講座」を実施しています。

「かしはら出前講座」は、講師登録をしているボランティア・市民公益活動団体や市職員が出向き、行政情報の提供や専門知識を生かした講座を実施することにより、市民の市民公益活動への理解を深めるとともに、学習機会の充実及び意識啓発を図り、市民参加によるまちづくりの推進に寄与することを目的とします。

その他

- 申込対象者：市内在住・在勤・在学する5人以上の団体
- 講師料は原則無料です。材料費や交通費実費については徴収可。
- 開催日は、市民活動交流広場のスタッフが調整します。

ii. 橿原市市民活動交流広場でのイベントなどの開催

橿原市市民活動交流広場では、市民の参加を募る講習会やワークショップなどのイベントを実施していただけます。

- 3ヶ月前から申請を受け付けしています。提出期限はイベント開催予定日の1ヶ月前です。
- イベントの広報については、橿原市ホームページやSNS(LINEやX(旧Twitter)、橿原市市民活動交流広場の掲示板で告知できます。(別途申請が必要です。)
- チラシ作成などのご相談ください。

※楽器使用や運動・ダンスなどで大きな音・振動を発生するイベントなどは、施設の構造上等の理由で、交流広場を利用いただけない場合があります。